

明末官評の出現過程

和田, 正廣
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24532>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 8, pp.69-97, 1980-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :



明末官評の出現過程

和田正広

目次

はじめに

一 官評の概念

1 会典規定中の官評

2 考滿と官評の關係

3 考察・挙劾と官評の關係

二 訪察の矛盾と官評の出現過程

1 明代前半の考語の採訪対象(里老)

2 明代後半の考語の採訪対象(衙役)

3 官評出現の意義

おわりに

はじめに

前近代中国における集権官僚制のダイナミクスを研究するうえで、特に地方官の考課のあり方を究明することは、重要なポイントであると考えられる。その理由は、秦漢統一帝国

以来、王朝国家の人民支配は、地位・職務・権限等に差等をもつ複数の官僚群を媒介として行われ、継起する王朝の生命がその都度農民の反乱によって断たれた如く、地方政治の成否が官僚政治の階級的権力支配と密接不可分の關係にあったと考えられるからである。

ところで、明代の吏治体制を機能せしめた地方官の考課の問題については、未だ不明な点が多い。考課の制度は、考滿(考覈。三年・六年に歷俸と政績とを評定して、九年目に昇進に重点を置いた処分が下る)と、朝覲考察(外察・大察・大計。三年に一回辰戌丑未の各年政績を評定して処罰に重点を置いた処分が下る)とが基本型であった^①。しかし、中期の成化・弘治年間(一四六五―一五〇五)より、特に後期の嘉靖年間(一五二二―一五六六)以降に、支配体制の矛盾が激化してくると、従来最高地方長官であった布政使・按察使の職務権限は、巡撫・都御史と巡按・監察御史、つまり撫按によって代わられることが多くなった。以後は、撫按という中央直派の京官が合議によって地方長官の機能を分担してゆく体制

が定着した。当然撫按は、地方官の考満・考察、特に考察（大計と撫按独自の不定期の考察とがあった）の基本資料となる考語の文書（考語冊）作成権、及び考察の重要な予備資料ともなる地方官に対する直接的な薦挙・糾劾、つまり挙効の権を独占的に掌握するに至った。即ち、この撫按の挙効も、明代後半以降の考課の一種目と考えられる。この点については、拙稿「明末の吏治体制における挙効の官評に関する一考察」^②の中でふれた。

前稿のテーマは、明末の体制的な階級矛盾の激化―農民起義の頻発が、基本的には集権官僚制の矛盾の激化（守令の貪残化―収奪の強化）にあると考えて、そのような政治過程と密接な関係をもつ地方官の考課のあり方を、挙効の△官評▽の変質としてとらえ、併せて、この考課の矛盾に介入した郷紳が国家権力に如何に対応したかを追求したものであった。但し、前稿では、官評と考語の関係について、用語に不明な点や不用意な使用があり、且つ官評の出現した背景（訪察の矛盾による考語探訪対象の変化）についても言及できなかった。小稿では、右の二点に若干の分析を加えたい。

一 官評の概念

1 会典規定中の官評

官評は、明代では万曆期以降に、実録や文集等に頻見する

史料用語である。だが、官評が万曆十五（一五八七）年に刊行された『明会典』に見当たらないのは、それがまだ官用語として定着していなかったためであろう。しかし、『光緒会典事例』巻八〇、吏部、処分例、大計統例によれば、官評は、以下の内容を意味する用語として現われる。

順治三年定。外官大計、憑各省督撫覈実官評、分別彙題。吏部会同都察院吏科河南道、詳加考察、分別奏請。填註考語、用才守政年四格。才則或長或平或短。守則或清或平或濁。政則或勤或平或怠。年則或青或中或老。其考語務按人指事、応去応留明白直書、不得鋪叙繁文、徇情毀譽。

順治三（一六四六）年の大計の規定には、地方官の政績を評定する権限は、中央政府では吏部・都察院、吏科給事中・河南道御史に属していた。地方官の政績を評定する際の資料は、賢否冊籍^④（明代では、賢否文冊・考語冊・挙効冊の名あり）として一冊の文書に綴られて、総督・巡撫・巡按（順治十八年以後は督撫^⑤）によって中央政府に開報された。督撫（按）の手になる賢否冊籍は、布政司・按察司官及び知府より報告された資料を根拠として作成されていた。^⑥賢否冊籍には、考語（評定基準。四格ノ才・守・政・年の四種目）が記されていた。このほか、督撫（按）は、挙効の評定基準として、最終的には考語に基づいて中央で決定される朝覲考察の際の

処罰の目である八法（貪酷・在逃、罷輒無為・素行不謹、年老・有疾、才力不及・浮躁の八目。のち六目となる）の準備資料を作成できた。つまり、官評とは、挙効の権をもつ督撫（按）以上では考語や八法を意味し、挙効の権がない道・府以下では考語を意味するところの、各級地方官相互の間において、彼等の治績に対して下される昇進・処罰のための評価の基準を一括して呼んだ評定用語と解釈できる。⁸

明末の官評の意味するところは、基本的には前述の清初のそれと変りなかったものと思われる。ただ、明代の地方官の考課は、清代の大計に相当する部分が、考満と考察に分化しており、一見して複雑な様相を呈していた。だが、吏治の腐敗の所産として、農民の起義の頻発する明代中期以降、地方官の考課は、処罰に比重のおかれる考察が重要視されてきた。⁹そして、布政使・按察使は、ほぼ弘治より嘉靖年間にかけて無按に薦挙・糾劾されるようになった（前稿）¹⁰。かくして、合議によって地方行政を統轄管理しうる実質的な一省の地方長官と化しつつあった無按は、三年に一度上京して、正月に政績査定をうける朝覲考察の前年（但し、巡按は毎年の終わり）には、挙効の権を行使して吏部の黜陟に備えたが、万曆期には考察に拘りなく随時に論劾することもできた。¹¹

地方官に対する吏部の考課において、黜とは主に考察の処分に相当しており、陟とは主に考満の昇級に相当している。

明末官評の出現過程

この考満の際に根拠とされた資料は給由であり、考察の際に根拠とされた資料は、無按によって毎年の終わりに吏部に報告される賢否文冊（賢否の考語文冊の意）と挙効章疏（考察の前年に重視された）とであった。挙効章疏は、知県・知州↓推官・知府↓司・道という開報ルートで報告された考語冊に依拠して作成されていた。とすれば、筆者が前稿で用いた「挙効の官評」なる表現は、挙効のための根拠となる考語と言い換えることができる。このように、官評は、考満・考察・挙効という考課の三つの制度と密接な関係をもつ用語として想定できるのである。以下、この点を確認したい。

2 考満と官評の関係

考満は、歷俸三年（月俸をうけとる年月たる三十六ヶ月）を一考、六年を再考、九年を通考と言い、通考に黜陟の処分を下るのを原則とした。既述のように、官僚政治の腐敗に伴って、特に嘉靖中期以降では三年毎の考察が重視された。つまり、地方官は、歷俸の三・六・九年の考満を迎える以前に、三年毎の考察で黜降の処分を受けた結果、考満のもつ本来の制度的価値は、相対的に減少してきた（代って、考察で処罰されなかった官員に対する抜擢規定が現われた。後述）。三・六・九年の考期に達した地方官は、所属する各級の上官より給由（給由紙牌・給由牌・牌冊・牌冊給由・牌冊批文・考満文冊・事蹟功業文冊）に、在任時の行事（行政上の行為）

・功績についての考語の評定(最目)を記入してもらい、上京して中央政府の考課を担当する吏部考功清吏司において、称職(その職にかなうⅡ上等)・平常(中等)・不称職(下等)の三等の優劣(殿最)を記入されたのち、皇帝より復職又は昇級・降級(九年通考の場合)の決裁を下された¹³⁾

例えば、『題稿(下)』(引奏僉事楊伊志同知程鐸等給由疏¹⁴⁾には、三年六年の考満で給由を持参して上京した江西按察司僉事楊伊志や、広州等府同知等官程鐸らに対する、吏部考功清吏司の考覈(称職九員、平常二員)が行われ(原案)、吏部・都察院の批准を経て、最後に皇帝が全員に復職を許したことが記されている。その(計開)の一節には、

○楊伊志。年四十二歳。直隸蘇州府吳县人。由進士任江西按察司僉事。本部考才、遂行修政、勤守慎、称職。

○郭惟清。年三十五歳。武功中衛籍。直隸蘇州府崑山县人。由進士任山西太原府推官。本部考青年才敏、守慎、刑平、称職。

○鄧瀾。年三十七歳。江西饒州府鄱陽县人。由举人任福建延平府将樂県知県。本部考性質謹朴、政務勤能、称職。

○邵從儀。年四十五歳。直隸保定府唐県人。由監生任陝西凉州衛経歴司知事。本部考年力未衰、平常。

○甯守寛。年五十二歳。山東濟南府章丘县人。由吏員任万全都司表峪守禦千戸所吏目。本部考練事、能勤、称職。

○嘉靖二十二年四月二十五日引奏。二十七日奉聖旨。是などとあって、考満の政績の評定(考覈)では、才識(才品)行止(行簡)¹⁵⁾、政事、操守、年力(その他に心術・容貌あり)などの考語(右では考語の等級の目だけの場合もある)が基準とされている。右の考語は、後述の考察・挙効の考語と一致しているのので、官評と呼ぶべきものである。ただ、明末以降に考満が形骸化したためか、考満の考語(考覈詞語)¹⁶⁾を指して官評と呼んだ事例は、目下見出ししていない。

3 考察・挙効と官評の関係

次に、密接不可分の関係にある考察・挙効と官評との関係を検討しよう。

△考察と官評との関係 △『大明穆宗莊皇帝宝訓』卷二、嚴考察、隆慶六(一五七二)年正月丁卯の条には、「吏部言。今外官賢否、必拠撫按挙効」と言う如く、吏部が三年毎に地方官を考察する際の資料は、撫按の挙効に依拠していた。馮琦『北海集』卷三五、奏疏、銓部稿、△司道缺官尚多、推除章奏久格、懇乞聖明留意点用以裨吏治疏¹⁷⁾(万曆二八年頃の呈)には、

今大察伊邇、采訪官評。撫按參効、全以司道開報為拠。蓋司道与群有司、相習才品政事、耳目甚真。

とあって、撫按が府県官を参効する際の資料は、司道の報告した官評に依拠していた。『明世宗実録』嘉靖一四(一五三

五) 年正月癸亥の条には、

上曰。：：今考察伊邇。卿等務兼至公、唯以撫按等官考語及科道等官論劾為規。

とあって、撫按等官が司道より受理した考語は、(挙劾並びに) 考察の際に依拠する資料である、とみえる。これによれば、先に司道が撫按に報告した官評とは、考語を指している。この点は、天啓四(一六二四)年七月十二日付けの魏大中の上疏において、天啓五年正月の考察の資料となる、司道(方面官)より報告される府州県官の賢否の考語冊が官評と呼ばれていることから確認される¹⁵⁾。

後述の如く、賢否の考語冊は、考察年に拘りなく毎年の終わりに挙劾章疏と共に撫按の手で中央に報告されるものであった。ただし、特例として考語冊は、天子の誕生日に布按二司堂上官(正官)が上京して賀表を上る際にも、進表考語冊として吏部に報告された。だが、考察の前年に、撫按が明年の資料として三年内の一省の司・道・府・州・県官の考語を報告する規定は、嘉靖二二(一五四三)年に明確化した。撫按の報告書には、考語と、それに依拠した処罰対象外の卓異等の存留官員(正徳以後は、賞賚と同時に拔擢任用された。後述)、及び処罰される官員に対する処分の目とが記入されていた。そのことは、万曆『明会典』卷一三、吏部一二、朝考察に、

明末官評の出現過程

(嘉靖)二十二年題准。朝覲考察、預行各該撫按官、將三年内所屬大小官員、不分陞調考滿丁憂起送緣事在逃等項、凡係廉勤公謹及貪酷、罷軟不謹、老疾、才力不及者、各手注考語、密封送部以憑考察。務要賢否明白、去留可規。

とみえる。この考察の前年の報告書(冊報)は、のちには五化冊とも呼ばれたらしい。例えば、『藏密齋集』(乾卷三三一)卷四、**▲肅計典以勵官常疏**には、

一 明冊報。計事大都準五化冊。而諮訪參之冊。須明註卓異、平常、貪・酷・不謹・老・疾・罷軟・浮躁・不及字面、徵以事實數行。勿為綺語、勿為隱語。不可庇不肖者為賢。尤不可枉賢者為不肖。

とあって、四等の処罰(為民・閒任・致仕・降調)のための八法(科罪)の目(考語の等級によつて決定された)と、賞賚・拔擢のための卓異等の目とがみえる。

これら八法の目(及び目を決定するに至つた数行の評語)が官評と呼ばれていたことは、崇禎一一(一六三八)年十一月四日、總督陝西三辺洪承疇と俱に潼関より北上して、農民軍の鎮圧に當つていた陝西巡撫孫伝庭(在位、崇禎九年三月一十一月)¹⁶⁾が、左布政使梁鼎賢に対して、管内の分巡等道官(方面)の中より、軍餉調達の能吏を報告させた一件を述べた上疏の一節より窺見できる。即ち、孫伝庭『白谷集』

(乾卷四九六) 卷三、△題出関善後疏▽には、

目今、軍興旁午。措辦饋餉、宜借練才。乃本官以開報関西道李公門。官評一節、註誤降調。夫李公門之不肖、臣於從來征剿得之。故能抨擊於該司開報之外。而該司平昔、於該道亦未稱以為賢。……該司誠難辭咎。

とあって、巡撫は、左布政使の報告した関西道李門が、昨崇禎十(一六三七、丑)年の考察の官評の一節及び巡撫の見聞によっても、無能者であることを自信をもって批判している。これによれば、官評は、考察の八法の目(この場合は、才力不及・治事浮躁)と、それに対する処罰(降調)の目とを構成要素としていたことがわかる。従って、先の五化冊に記された卓異・平常等の賞賚の目も、官評と呼ぶことができよう。次に、毎年の終わりに、賢否の考語を、公式文書の掲帖で中央に報告する規定は、嘉靖一三(一五三四)年に現われた。万曆『明会典』巻一三、吏部一二、朝覲考察、凡毎年開報考語に以下のように見える。

A 嘉靖十三年奏准。毎遇年終、各府州県、將佐式首領属官并衛所首領官。守巡道、將本道属官。布按二司掌印官、將各佐式首領并府堂上官、州県正官、填注賢否考語掲帖、印封送本布政司。類齊嚴限送部查考。

B 若二司官進表、各該守巡司府、照前查造掲帖、印封送進表官。親遞進表官、不必將通省官概報考語。

C 巡按任滿、巡撫年終、將所属大小官、填注考語掲帖送部。其考語、俱要自行体訪。如有雷同含糊、作惡偏私、本部參奏治罪。

(A) 考察の前年以外の各年の終りに、各布政司は、府州県、守巡道、布按二司掌印官より送付された、各所属官の賢否の考語が記された掲帖をとりまとめ、期限を厳守して吏部に送り、考察の参考資料に供する。

(B) もし、布按二司官が天子の誕生日(万寿聖節)に賀表を携えて上京する際には、守巡道、塩運司、知府等の官は、それらの掲帖を進表の布按官に送付して携行してもらう。

(C) 但し、進表の時期には、必ずしも布按官が一樣に一省の地方官の考語を報告しなくてもよい。その際には、撫按官(巡按の任期は一年ゆえ、満了時には巡撫の專掌となる)が布按官に代って、一省の大小官の考語を掲帖にて報告すればよい。以上である。

(A) (B) (C) の三規定のうち、(A) の布按による年終報告は、その後形骸化して、(C) の撫按による年終報告が、知州・知県↓知府・推官↓司道↓撫按↓吏部という報告ルートに定着して機能したようである。まず、(B) の規定の適用例は、『明熹宗実録』天啓六(一六二六)年五月甲辰の条にみえる。

江西道御史李九官言。鉛山縣知縣何其僕推陞審理、縁係

表冊藩司考語。及查臬司為誰、実維張師繹。銓臣於表冊之中、忽見師繹之否辭。則疑而劣軫。繼於劣軫之後、忽見按臣之薦章。則又疑而出揭、事出創聞。法難歸一。……乞勅吏部、以後無論進表外察等項、務求歸一。大率以撫按為主、勿得揣摩字句、輕信偏毀。得旨。官評当有確拠。一官之身、挙効互異、何以服人。還著從公查覈。

江西広信府沿山県知県が二級昇つて王府長史司・藩理所の審理正（正六品）に推陞（文選司の業務）されたのは、布政使の進表した考語に依拠していた。しかし、吏部は、按察使の進表した考語に逆に否定的な評語が見られたために、一旦は推陞した何其倅をまた左遷の処分にした。ところが、何其倅左遷後に、巡按は、何其倅を評価して薦挙した。また疑問を抱いた吏部が、巡按によって賢否の考語を記入された掲帖を取り出して調べたところ、そこには、初めて耳にする内容の評価がみられた。そこで、客観的な評価の定め難いことを思い知らされた御史李九官は、吏部諸官（特に考功司）と進表官とが結托する恐れを断つて、信頼すべき評語を得るために、以後は、進表や考察などの一切について、撫按の挙効を基準とすべきことを要請した。注目すべきは、天子が「官評は当に確拠あるべし」という官評が、進表の考語と巡按の挙効の評語とを指して呼称されている点である。

△挙効と官評の關係▽ 次に挙効章疏と官評の關係をみる

明末官評の出現過程

ために、（C）の規定の定着について検討しよう。万曆『明会典』卷一三、吏部一二、挙効には、

（嘉靖）二十一年題准。撫按官、不許將陞遷任淺、及去任久者、一概薦挙。仍通行直隸各府、浙江等按察司。每年終、將撫按及別差御史獎勵過官員批詞、造冊送部。查所薦効并開報考語。或一人自相抵牾、或彼此薦効不同、考語賢否各異、題詞勘衷、罪其誣者。

とあって、嘉靖二一（一五四二）年以後、撫按官は、年内に一省内の布按以下の大小地方官を不時に考察して得られた賢否の考語と、新たに挙効の評語とを、直隸各府や各省按察司官の手を経由して吏部に送付することを義務づけられた。その際に、賢否の考語と挙効の評語とは、報告書の形に作成された。これが、賢否文冊（考語冊）と挙効章疏と呼ばれるものにちがいない。嘉靖後年、これらは、直接撫按の手で中央に報告されたが、規定は遵行されてはいなかったらしい。

挙効章疏の評語は、何に依拠して評定されたのであろうか。『明熹宗宝訓』卷三、慎官評には、吏部尚書周嘉謨によって、撫按が年終に中央に報告する考語冊と挙効章疏の評語のモデルを設定しようとする試案が上呈されて、条例化したことがみえる。

○天啓元年五月癸丑、吏部尚書周嘉謨言。近日官員考語、費用四六。組織徒工、形神未必盡肖。湊合雖巧、隱諱反

以滋疑。臣不自量謬擬一格。凡考語冊、以守才心年貌開列六款、以五等為率。(中略、表1参照)

○其有所効也、即揭註該管各官某某共報以為不肖、或某報以為不肖、而某見以為賢者。

○如此則司察与所察之人、其優劣公私、俱莫逃于通國之指視矣。倘有不肖濫竿、大慙漏網、即梟臣、竝查原開報等官、權其輕重、分別処治、以為臣不職者之戒。

○上曰。吏治全係官評。若賢否開報失真、何憑舉効懲勸。這所奏、責成司道府庁各官揭註查參等事。著立為規條。

嚴加申飭、務必奉行。

右によれば、従来の地方各級官員の報告する考語は、相変らず四字句・六字句を連ねた調子だけはいい華美な文体を用いてはいるが、実体が伴わず、言葉の寄せ集めとしては巧くできていても、真実がかくされている疑念が消えなかった、という。先ず、撫按が年終に中央に報告する賢否の考語は、司・道・知府・推官等の各官が掲帖で報告した考語に依拠していた(弘治八年奏准、参照)。次に、撫按の挙効章疏の評語は、それら司・道・府・庁各官の報告した掲帖内の賢否の考語(表1)に依拠していた。従って、吏治における官評とは、考察の資料となる考語、及び考語に依拠して記入される挙効の評語とを指して呼ばれている。

試案中の考語の目と、一〜五の優劣の等級(等級は、徵稅

<表1> 考語冊の試案 (1621年・吏部尚書周嘉謨上呈)

五等	一	二	三	四	五
六款	清潔	謹慎	平嘗		汚濁
守	精練	通達	平嘗	疎拙	昏
才	公正	坦直	平嘗	隱秘	姦險
心	勤敏	整	平嘗	寬緩	廢
政	方青	或某見以為否者			
年		(記載なし)			
貌					

・裁判・教化などの評価に基づいていた¹⁹⁾は詳細であるが、挙効の評語のモデルは抽象的にすぎる。そこで、挙効章疏の具体例を検討しよう。

例えば、『題稿(下)』の「覆巡按直隸監察御史郭廷

冕劾官疏」²⁰⁾と題する吏部(尚書許讚)の覆疏は、考察の前年に当る嘉靖二十二年正月二十八日に上呈されて、同年二月一日に嘉靖帝によって裁可された。その手続きとして、吏部は、はじめ巡按直隸等処御史郭廷冕の「為公挙効方面官員以明勸懲事(A疏)」と、「為舉劾伍品以上官員以備黜陟事(B疏)」(A・B両疏は、挙効冊中の一連の上疏と考えられる)という挙効の上疏を受理して天子の決裁を仰ぎ、審議せよとの許可を得たのち、吏科に送付して許可済みの上疏を檢閲して書き写してもらった。吏科より送付を受けた吏部考功清吏司は、吟味して処分の原案を作成して吏部(尚書)に送付する。吏部は、最終的に審議したのち、覆疏を上呈して皇帝の裁可を

えた。(裁可済みの覆疏は、吏科が抄出した) いま、表2によって、覆疏中のA・Bの効疏の要請する科罪の内容と、相当する処罰の目とを比較しよう。まず、効疏は、その内容に相当する考語の目を基準として、その程度を

示す考目の等級と、考察に備えるための巡按の要請した処罰の目と、それに対する吏部の内定(方面官の処分が甘い点に注目)とから構成されている。但し、考察の処罰の目は、考察の科罪(八法)の目と対応して記入されていた(例えば、

△表2 √巡按直隸等処御史郭廷冕の挙劾章疏(一五四三年)

A		B		C	
現任の官職及び品級(内は原任)	姓名	考語の目	考目の等級	考察の八法(考目の目)	考目の等級の内容(巡按の効疏)
(山東青州兵備道僉事・正五品) 廣東布政司右參議・從四品	沈豊	(操守) 貪墨	(貪)	原任僉事の沈豊は、好んで賄賂をとる慎重な行動に欠ける貪婪な官吏であった。沈豊は青州府臨朐県の王朝言の所有する古器に目をつけ、王を罪に陥れて、せしめようとしたが、その際に王よりカネをせびり取った。また沈は、益都県の喬茂より銀三百兩のワイロを受ける予定でいた。ところが、喬が人にそのかさされて、まだワイロを送らずにいたところ、沈は喬を牢獄にぶち込んでしまった。このように監察官僚としての本分をもわきまえずに、発財に狂奔する沈の罪業は、とても一度には数えあげきれないが、かくなる人物が、地方の人民を害して、官途を汚しているのである。	考目の等級に相当する処罰の目(考察の予備処分) 巡按の要請 吏部の内定
山東布政司右參議・從四品 山東萊州府同知・正五品	張鵬翰	年力 衰	(老)	右參議の張鵬翰は、節操はまだ変らないが、年とって精力の衰えが目だち、歩行が困難なうえに、視力・聴力にもぶつている。張に対しては、行政手腕は買うとしても、實際これから先、有為の人材としての期待はもてない。	致仕 留用
曾光	(操守) 貪	(貪)	府同知の曾光は、立派に仕事をこなす人材として期待はできるが、好んで賄賂をとるくせがある。曾は、府	留用	

B		疏	
山東都転運 塩使司同知 ・從四品	王景明 年力衰	山東濟南府 德州知州 ・從五品	陳 業 才識于緩 不及
老・疾	都転運塩使司同知の王景明は、近ごろ年とって体力が衰え、政務を放置することが多くなった。王は、そのうえ病気がちなために、精力はどうしようもないほどに衰えてしまい、自らも官界の現状にあいそをつかして、しばしば退職を願っている。	知州の陳業は、本来機敏な行動をとる能力に欠ける人物である。陳は、「兗州府魚台县独山の劇賊劉儀の起義に直面して」 ²⁰ 「德州防禦の困難な事態にみまわれたが、毅然とした対処ができず、とるに足らぬ群衆にあなどられるしまつであつた。曾は、とても州城の人心を収攬できる人物ではない。	内の視察に名を借りて、州県官より巧に金品をせびる一方、州県が塩引に使用する用紙の代価についての指示を仰ごうものなら、これさいわいと紙価銀を二倍もぶん取った。曾はまた、配下の者を放つて市場より強制買上げを行ったが、このために民衆は交易に苦しんだ。曾のかくなる行為は、在野の郷評をバカにした、官員としての本分を辱めるものである。
致仕	致仕	更降 (改調)	罷黜 (為民)
致仕	致仕	調簡 (簡 簡 僻地方)	致仕

陳業の考目へ才識▽と、その等級へ于緩▽に對して、科罪の目へ不及▽が評定されて、処罰へ更降▽が要請された。

右は、巡按の挙劾章疏の中の糾劾の部分についてであるが、

巡按が最も重視したはずの薦挙の部分については、吏部の覆疏は、「薦挙の官員を將つて、文選清吏司に移付して另行」と言う以外には詳しく述べていない。しかし、今回の挙

劾章疏は、嘉靖二十三年正月の考察に備えるためのものであり、効疏が考察の処罰の予備資料であれば、挙疏は、考察の

処罰対象外の存留官員の予備資料とされたはずである。例えば、万曆『明会典』卷一三、吏部一二、朝覲考察、凡朝覲官
旌別に、

正徳十四年令。考察存留官員。内有才・行兼優、政蹟顯著、及守己廉潔、人無間言者、行各無按官買辦絲幣羊酒齎獎、仍不次擢用。

とある如く、本来洪武三一（一三九八）年の令で政績（言行・功能）優秀の順に上中下三等に区分された考察留任の官員

の中、上等に属する官員について、正徳一四（一五一九）年の令では、才・行にすぐれ、政績拔群で、操守が廉潔であつて非難する者のないことを条件として掲げている。綵幣（絹布と貨幣）や羊酒を賜与されて、昇任の時期を待たずに拔擢任用される存留官員は、才・行・政・守等の考語の目の中、各目の上等（例えば、前掲表一の一・二等）の者を選ぶことが規定されている。つまり、薦挙の評語は、その根拠になつたと考えられる。

そのことは、例えば、『題稿（下）』△覆吏科給事中周怡劾巡撫陸杰不職疏△にみえる吏部の覆疏（狭義）の部分には、「今、朝覲在邇。所属大小官員庇薦庇効、填註賢否等項」とあり、同じく湖広巡撫陸杰の濫挙を糾劾した吏科の原疏の部分には、「疏薦大冶県知県張朝錫則曰、端謹自持而民隱恤、剛柔相濟而邑政修」とあることより窺見できる。即ち、大冶県知県張朝錫を薦挙した巡撫陸杰の薦語は、考語の目々操守・政事に相当する部分の等級が上等であることを述べている。△官評と郷評の關係△最後に、史料用語△官評△の出現した時期は、現在のところ嘉靖二二（一五四三）年まで遡及しうる。例えば、『題稿（下）』△覆吏科給事中周怡劾巡撫陸杰不職疏△の吏部の覆疏の部分は、

為照、陸杰濫挙撫屬。……（郷官）廖道南、係考察黜退人員。自負詞華、素干清議。登諸薦劾、有玷官評。……

明末官評の出現過程

嘉靖貳拾貳年肆月初玖日具題。拾巷日奉聖旨。

という如く、巡撫陸杰が撫屬（巡撫所屬）の知県張朝錫や主簿郭尚達と同時に、みだりに薦挙した郷官廖道南が、嘉靖十八年に京朝官の考察（京察）の拾遺で問任の処分を受けた護身退職の身分にありながら、薦挙されたその不当性を強調している。ここに言う清議をおかすとは、同疏内の吏科の原疏に、

夫道南何如人也。人品鄙劣、心術汚穢、貪淫邪媚、里閭所賤惡、縉紳所不齒者。即有華藻靡詞、不過雕玉小枝。

……其境内人材、務要察其才德果係天下之望、去位非有不瀆之罪、方許論薦。其郷評素短、善狀不聞。

とみえる部分に相当している。これによれば、清議とは、廖の品性が下劣で心ねがきたなく、欲が深すぎて媚びる性格のために、郷村では民衆に輕蔑され縉紳に相手にされない評判の良くない人物であるとの評価、つまり郷評を指している。次に、官評をきずつけるとは、同疏内の吏科の原疏に、

既考察不謹。奉有明旨、問任。是举朝公論衆以為不可。

とみえる部分に相当している。これによれば、官評とは、考察を担当した吏部・都察院・吏科・河南道等の京官の多くが、廖の治績（人品・心行・貪淫△操守△等の考目に対する評価）に対して不謹と断定（科罪）して問任の処分を要請したこと、つまり公論を指している。ここに現われた官評とは、郷評（

欺きににくいものとされた²⁵⁾に對置される言葉であり、しかも、中央の考察を分掌する複数の官員が、考語に基づいて地方官の政績に對して下す評価を意味している。これは、広義の官評と呼ぶことができる。

以上、考満と考察・挙劾から成る明代の考課制度において、考満の際の給由の評語（考語の等級より成る）、布政使より知県に至る地方官僚が相互に考語冊に記す賢否の評語（考語の目とその優劣の等級より成る）、吏部が都察院・吏科・河南道と連携して行う朝覲考察の際の処罰と留任の官員に對する評語（八法及び処罰・推奨の目より成る）、撫按の挙劾章疏の内容をなす薦挙・糾劾の評語（考察のそれとほぼ同様）などは、何れも明代後期以降に、一括して官評なる普通名詞で呼ばれるようになった。但し、この場合の官評は、郷評の對極にある広義の官評と呼ぶべきものであった。他方、狹義の官評は、広義の官評が何れの場合も守・才・心・政・年・貌等の考語の目を根拠に構成されていたこと、さらには、明代中期以降の官僚政治の腐敗に伴って重視された撫按の挙劾の評語が、結局は考語冊に依拠して八法及び処罰等の目を決定する形で、三年一度の朝覲考察の準備資料とされていたことより、考察のための考語それ自体を意味していた。

そこで、次に検討すべき問題は、十六世紀前半の嘉靖中葉以降に、そのような官評なる用語の出現するに至った制度的

社会的背景である

二 訪察の矛盾と官評の出現過程

官評の出現した主要な理由としては、考課制下の訪察の矛盾によって、考語の採訪対象が變化した点をあげることができらる。

1 明代前半の考語の採訪対象（里老）

訪察（諮訪・察訪・詢訪・廉訪）とは、地方各級の長吏、特に初期においては布按二司官及び巡按が、下級長吏の報告した政績の真偽を事実調査して吟味することであるが、のちに速捕権を付与された撫按の巡察権を意味する言葉として定着していった。訪察は、また撫按の報告した考語の真偽を確認するために、中央から地方に派遣された各差御史の職務（速捕・推薦権もあり）を指す言葉としても呼ばれた。さらに訪察は、諮訪・詢訪の名で末端の知州・知県等官が考語を採取する意味にも使われた²⁶⁾。

周知の如く、明初太祖は、鄉村教化策として、洪武一四（一三八一）年の里甲制の制定以後の遠からぬ時期に、各里に耆宿（耆民・耆老・老人・里老人・里老）を設けて、輕微な犯罪や紛争に對する裁判権を付与した。この制度は、同二十一年八月に一旦は廢止されたが、同二十七年の四月十三日、

里の老人に民事及び軽い刑事事件の裁判権を委任することで復活し公認された。次いで太祖は、同三十年九月、里老人に教化・勸農の責務を課し、同時に里内の相互扶助に関する命令を出し、次の年それらの規定に、それ以前より施行を命ぜられていた村落自治に関係深い諸規定を併せて、教民榜文四十一條を天下に刊布した（里老人を中心とする里制の成立）。

この間に、太祖は、元末以来の腐敗した地方政治を刷新するために、貪官の一掃に乗り出した。その方法として、太祖は、貪官に対して梟首・剥皮の酷刑を含む死刑で臨んだ。

一方、太祖は、小農民に直訴を許し、且つ郷村の事情に精通した指導的人物である老令にして徳望ある里老人（耆民）を集団上京せしめて、有司の政績何如を上奏せしめた。このことは、太祖が当時の人材を如何に信頼していなかったかの証左と考えられるが、人民に直接地方行政を監視せしめるという専制政治に抵触する政策が許容されたことは、太祖の人民統治にかけた熱意の一端を窺わせる。それらの法規定は、洪武十八年十月頒行の『御製大誥』民陳有司賢否第三十六、民奏有司善惡第四十五、文引第四十六や、同三十一年四月刊布の『教民榜文』（第二十二條）等に見える。その規定は、府州県所属の五六十人から千余人に至る耆民たる里老人全部が、通行証書を免除される形で年末に上京して、連名同意の下に布政司・府・州・県官の治績を評価して、直接天子に報

告せしめるという画期的制度を内容とするものであつた。

この制度は、同二十一年八月、耆民と地方官との結託が危慮されて一旦中止されたが、同二十二年十一月、州県下の各里ごとに一人の耆民を順次に上京させて、三箇月間中央の政治を実習して帰郷せしめ、地方行政の効果を上げしめる形で復活した。実際、それら耆民のうちの千九百十六人は、才能を買われて、主に地方官に任命された。しかし、太祖は、耆民にも行政上の効果を期待できなくなつたらしく、同二十六年正月、耆民上京の制度を中止した。以後も里老人は、地方にあって、地方官の善政・悪政を上奏する権限を保証されていた。だが、同二十七年四月十三日、州県官の怠慢によって、訴訟事件を越訴する里甲小農民（原告の主張は不当なものが多かったという）の上京が厳禁された。その際に、里老人は、地方官の訴訟の煩累を軽減する方策として、里胥（里書）立ち会いの下に戸婚・田宅・鬪毆等に関する既述の裁判権を付与された。これ以後、小農民は、重大事件に限り地方官の裁定を仰ぐほかは、里老人の裁きに従う原則が確立した。

しかし、越訴の禁令は、一向に守られず、十六世紀初頭に至るまでみられる。この背景には、基本的には里甲農民内部の階級対立が考えられる。つまり、税・役の負担者たる小農民（小民・良民・細民）が、豪民（富豪之家・横民・奸民）より暴力による債務の取立てや殺害に遇つた場合に、（里老

もしくは）府州県官、さらには布按二司官及び巡按御史に告訴しても、彼ら小農民は、何れも豪民より賄賂をつかまされた京官を含むそれら各級官員によって、逆に 罪に陥れられ、運悪く牢獄で犬死にする場合すらあった。かくして、小農民に残された最後の手段は、他県へ逃亡するか、又は直接上京して越訴するかの何れかの道を選ぶことであつた。

これに対しては、豪民の側（無頼）でも、小農民（善良）を告訴して、入京妄奏（騫越）を行なつた（全国的趨勢の中でも特に江浙・江西は激しかった）。この行為は、禁止されたが、謀反等の重罪に対しては、人民の越訴できる余地が残されていた。例えば、『明孝宗実録』弘治一八（一五〇五）年四月己卯の条には、

礼部主事彭縉陳五事。……一息刁風。謂軍民騫越奏訴者、宜嚴加禁約。其考察官員之際、止宜規各官平日賢否、以爲黜陟。不必以曾經奏告爲歎。庶刁風息。命所司看詳以聞。

とあつて、軍民による越訴の悪しき風潮を厳禁すべしとみえる。特に、考察の際に、越訴した軍民の情報を評価の資料として採用すべきでないことがみえるのは、彼ら軍民が地方官と結託して善悪を顛倒せしめる豪民に連なる一部の上級農民層（里老層を含む）であつたことを推測させる。

問題は、考察の際に依拠すべき「各官平日の賢否」を判断す

る資料は、如何なる農民層より採取する建前があつたかである。例えば、宣徳十（一四三五）年、牧守の官に人材が得られない現状の吏治に痛感した即位直後の英宗は、その原因として、考察の際に善政の清官が処罰され、逆に科歛と上官に取り入るのが上手な貪酷の府州県官が善政の卓異官と評定される矛盾を指摘した。その対策として、英宗は、在外府州県官の考察に当る布政司・按察司官及び巡按御史が、一部の者に結託して彼らの言い分を鞫のみにしてはならず（「不許偏徇」）、広範な細民つまり既述の里甲小農民より詢訪すべきことを勅諭している。一方、被害者の証言はどうかをみよう。

『明英宗実録』正統二（一四三七）年五月戊午の条には、
行在吏部奏。浙江嘉興府齊政、爲監察御史等官、考其老疾、黜之。今改自陳。久理劇郡、素無過舉、亦非老疾。
宜移文巡撫侍郎、廣詢細民、驗其誣衷。從之。

とあつて、（巡按）監察御史（布按二司）等官の考察を受けて、不当にも老疾と評定されて致仕の処分以内定していた嘉興府知府齊政が、その不当性を吏部に呈訴した結果、天子は齊政の訴えを認めた、とみえる。その中で、齊政は、「自分は長い間、繁雜多忙な嘉興府を治めているが、もともと為政者としての落度はなく、また老令且つ病気でもないゆえ、どうか政府より派遣された巡撫侍郎に書面でその旨を申し送り、広範な小農民らに聞きただして、無実の罪を調査していただ

きたい」と訴えている。

問題は、右の確信にみちた斉政の主張とは裏腹に、「広詢細民」の原則を遵守しない布按二司官や巡按が、一部の如何なる人民より、考察の際に情報資料の提供を受けていたかである。正統四（一四三九）年十月二十六日刊布の『憲綱』（古典研究会本皇明制書卷一五）憲体十五條には、

一風憲存心須用明白正大、不可任一己之私、味衆人之公。

凡考察官吏、廉貪賢否、必於民間広詢密訪、務循公議以協衆情。毋得偏聽、及輒憑里老吏胥人之言、顛倒是非。

亦毋得搜求細事、羅織人過、使奸人得志、善人遭屈。

とあって、風憲官（巡按御史・按察司官）が地方官を考察する際の評定資料（考語）は、民間（細民）より広詢すべき原則が確認され、里老人・胥吏（³⁶早諫）などからのみ偏向した情報聴取（偏聽）をしてはならない、とみえる。これは、考語採取の原則が守られていない実態、及び洪武年間に民意の代弁者として地方官の政績評定に参与できた里老人の機能が今や変質していたことを示唆している。

実際、『明英宗実録』景泰三（一四五二）年冬十月庚戌の条には、以下の指摘がみえる。

○太僕寺少卿黃仕儁言。訪得、各処巡撫官考察州県官吏、多憑里老呈說可否、以為去留。……近聞。里老多因前官縱容件來、囑託公請、結攬収物、營求催辦、害衆成家、

明末官評の出現過程

積有歳年及代者。間有端己臨民、持廉執法、革去此輩、輒貽怨恨。茲因考察、反將廉正官員、捏無作有、指虛成實、一概具呈。其巡撫官所臨州県、風飛雷過、不及覆実、因而黜罷。州県官員、恐被誣陷、一聞考察將臨、盛設酒席、邀求里老、垂泣對訴、賄以錢帛。以此多得保留。否則去之殆盡。是里老乃有權之有司、而官員乃受制之里老。及無籍刁民、亦緣此而告害者多矣。……

○乞勅該部移文各処巡撫官、……自後考察、不可一一專憑里老百姓呈說。務須從容設法採訪。或在此而詢諸彼。或稠人中而審一人。或独歩暗行。或問道路之父老、田野之匹夫。或臨有司而反覆詰問。……誠如臣所言訪察、則官之賢否得失、俱洞燭無疑、亦不墮於區區里老刁民之愚弄矣。事下吏部議。少傅兼太子太師吏部尚書王直等覆奏。宜移文考察官員、仍遵勅書事理、用心考察。及以仕儁所言、斟量体訪、務協輿論。……從之。

當時、州県官を不定期に考察する際の巡撫は、大抵里老人の地方官に対する評価に依拠して、存留か処罰の処分を決定した。風雷の如く足早に州県を巡察して、里老の報告の真偽を再確認しない巡撫の考察態度を目撃した里老は、州県官が彼ら里老の官署への出入を黙認して取締らないために、官員に徵稅・裁判・田土その他もろの公事を頼み込んで法を枉げさせ、或いは徵収錢物を請負い、稅糧の催足によって私

利をはかるなどして富を貯え、交替の期限が過ぎても永らく居すわっていた。このため、州県官は、巡撫の考察があると聞くと、里老に誣告されはしないかと懼れて、里老を招待して酒宴の席を設けて賄賂を送り、里老が州県官の留任を巡撫にとりなしてくるよう涙ながらに頼み込んだ。しかし、時たま毅然とした態度で法を守る清官が現われて、民衆を収奪する里老を罷免したり、或は考察の際に里老に贈賄しない場合、清官は、あべこべに里老の権力によって州県を追い出されてしまった。更に、里老の権力を目のあたりにした無頼のいたずら者（無籍刁民・百姓）が、この機会に乗じて州県官を誣告する事件がふえてきた（中には組織的なものも現われた）³⁸という。ここでは、本来民間裁判・教化・勸農・預備倉の管理・治安維持などを任務とした洪武以来の里老人の姿はなく、里長の職責³⁹の侵害さえみられるという里老人像の変質が暴露されている。右の事態に対して、太僕寺少卿黃仕備は、次のような要請を行った。以後、巡撫が地方官の評定資料を、真実を歪曲する里老人や刁民から採取することは好ましくない。巡撫は、彼らに代って、多様な人々に意見を問ひ求め、或いは群衆の中の一人にたしかめ、或は一人でそれとなく聞き歩き、或は世間一般のお年寄りや農夫にも尋ね、或は府州県官に繰り返し問い詰めてみる、という如く広く民間の世論に依拠する必要がある、と。黄の上言は、景泰帝の同意を得た。「広詢輿

情」「広詢博訪」「広詢密訪」等の要請は、これより成化・弘治年間（一四六五—一五〇五）にかけて頻りに唱えられた。なお、有司が考察・挙劾の際に、里老・生員とグルとなつて便宜をはかつてもらう行為に対する禁令は、嘉靖中葉までみられる⁴⁰。と同時に、嘉靖後年以後は、従来の里老に代つて胥吏や早隸等の衙役、中でも早隸による考察・挙劾への介入が顕著になつてきた。

2 明代後半の考語の採訪対象（衙役）

問題は、これ以後、明代前半の里老以下、胥吏・早隸・無頼・生員等の考察・挙劾に対する干渉が排除されて、布按二司官や撫按官が世論を広く採取し得たかといえ、そうではなかった。清初の趙翼が、嘉靖・隆慶以後、考察の法は形骸化して、撫按の権力が強大となり、その挙劾はワイロで決定されるようになった結果、地方官は（昇官のために）人民より収奪を事とする貪官と化した⁴¹、と指摘したのは、蓋し正鵠を射ていた。特に嘉靖以降では、官僚制の硬直化現象も加わつて、撫按の挙劾（嘉靖初年、その五〇%は不当なものであつた）⁴²が、収賄めあての推薦本位（天啓期の有司の謝礼金は、銀五〇両より百両に上つた）⁴³に墮していった点は、前稿で指摘した。

さらに、夏言『桂州文集』（乾卷二五二）巻一、崇廉抑貪

以勸庶官疏は、以下の指摘を行う。

○臣嘗聞之弘治以前、内外臣工、…：賢否不相混淆、国家政務、鮮不修举。惟自正德以還、国運中衰、小人擅政、綱紀大乱、風俗益偷、而人材之壞尤為可痛。大率繇於朝廷之上、貨賂公行而黜陟刑賞、多出私意。…：嘉靖二年、実維天下朝覲之期、四方万国群吏、咸造闕廷。…：乞特勒吏部、查照累朝事例、会同都察院、将今次来朝官員、嚴加考察、痛行黜汰、比之当年、所宜加倍。然後、博采輿論、務協至公、一以操修廉潔為賢、不限官職崇卑、拋衷訪薦、以聞。…：

○臣愚欲乞勅下吏部、将考察過官員、凡以貪汚名色黜退者、不必拘以取受実跡、並宜追奪誥勅。其知県以上官、未有封贈而以貪去者、乞行原籍官司、追奪本官見任俸錢、令糴穀上倉、以備賑濟。所貴貽譏郷里、以示恥辱。

先ず、嘉靖二（一五二三）年の朝覲考察に当り、夏言は、十六世紀初頭の正徳期以来、中央・地方の官界の人事がワイロで左右されるに至った風潮に対して、従来に倍して、操守廉潔な賢官の対極にある貪官の処罰に重点を置くべしと主張した。もっとも、正徳期以来、昇官工作の盛行した契機としては、綱紀の退廃という政治的要因のみならず、商品生産の発展や身分制特権地主の土地集積による農民層の分解、及び銀経済の流通などがあげられよう。

つづいて夏言は、以下の提議を行った。吏部の内定した黜陟に対して、地方に向向して考語の真偽を確認（訪察）する各差御史は、官員よりもむしろ民衆の世論を汲んで薦挙の対象とすべきである。さらに、考察の八法で貪汚による為民の処分が確定した者に対しては、必ずしも贈収賂の事実によりなく、誥勅（辞令）を剥奪した方がよい。知県以上の官で、まだ封官・贈官されない以前に免官となった者は、見任時の俸給を追奪して、その俸錢で穀物を買入れ、官倉に納入せしめて備荒に寄与せしめるとよい。貪官に対しては、郷評に汚名を記して恥辱を与える方法が最も効果的である、と。夏言が考察処分の強化と郷評による懲罰方法を要請し、同時に訪察の際に民衆の世論を重視すべしと提言したのは、官界に漫延した賄賂の風潮によって、本来地方官相互の間で民衆の世論を吸収して採取されるべき考語が、最早やこの時点で形骸化する決定的な危機に類していたからである。

例えば、『明世宗実録』嘉靖四年閏十二月癸未の条には、刑科給事中王汝梅言。吏部進退人才、固惟撫按官考語是憑。…：郡佐県令之賢否、固本之撫按藩臬郡守。而藩臬郡守之賢否、又安於于是数官。然不可專以数人之言為主、必參之于衆而後可。章下所司。

とあって、上下地方官のうち、特に郡佐・県令（府同知・通判・推官、知州・知県など）の賢否の考語を形骸化せしめて

いたのは、知府、守巡道、布按二司、撫按などの尊官たちであつたことを示唆している。実際、その点は、当時の知府の九割は法令を無視して利権を事とする貪官であつたとか、撫按の報告する考語の中、府同知以下のそれは明白であるが、知府以上のそれは大概いい加減なものであつた、などという証言から裏付けられる。つまり、そのような情況があればこそ、刑科王汝梅は、司・道・知府の賢否は、彼らと撫按の数の間だけで評定することを努めて避けて、民衆の世論を参酌すべき必要性を強調したものと考えられる。

しかし、以後の嘉靖年間をみた場合、訪察による世論の採取は望むべくもなかつた。例えば、同四五（一五六六）年十二月、穆宗は、即位の詔において、撫按や各差御史が訪察の際に貪官や土地の悪ボスを逮捕尋問（訪拏）することを意図的にサボるために、あろうことか良民が冤罪に陥れられている情況を指摘した。穆宗は、撫按の違法な態度を益まず見做らう布按二司や府県官に危険を感じてか、以後の一切の訪察を禁止したほどであつた。そして、次の万曆・天啓年間（一五七三—一六二七）に訪察の矛盾は極まつた。というのは、司・道・知府等の上官は、特に将来の御史・給事中（科・道）の候補者たる進士出身の府推官や知県と、賄賂と情実で固く結託して前途における相互の昇進を保証しあつた。このため彼らの評定する相互の考語は、全く民衆の世論を反映したも

のではなく（それ故に一層民情・輿誦の採取が強調されたが）賛辞で粉飾されていた。たとえ、まじめな撫按が考語の真偽を確認するために、彼らの何れかに事情を聴取したり、或は彼ら以外の誰かより情報を手しようものなら、彼らは結束して阻止妨害、非難中傷の挙に出た。かくて、公平な衆議（公儀・公論）は有名無実となつて、撫按は途方にくれる有様であつた（前稿）。

途方のくれた撫按の訪察権に介入してきたのが、秘密情報を組織的に提供する非合法集団たる窩訪の徒であつた。例えば、張萱『西園聞見録』卷三一、考察、丘樞曰の条には、万曆初年頃について、考察の考語を記入する際に訪察を行う行訪の布按二司と、訪察を受ける被訪の有司（知府・推官と、被訪の知州・知県との間に結ばれた将来の昇進を保証しあうための実に理解に苦しむほどの不思議な結合関係が述べられている。つづいて、同条には、

二司既与有司為党。後与本土窩訪及他処之来訪者而皆同結為一党。在巡按博訪不下数十处。乃褒美之詞如出一口、則自以為衆論僉同得一良吏矣。而不知改頭換尾成本官一人之手。是非到置、權柄下移。此訪察之積弊也。

とあつて、布按二司と府州県有司とは、相互に結託したのち、更に当地の窩訪や当地以外の情報探索人（来訪者）とも結託して情報網を張りめぐらす、という万全の体制を整えていた。

従つて、万一にも職務勤勉な撫按が現われて、彼が数十に上る広範な人々より官僚たちの政績を聴取しても、好評ばかりが得られる始末であつた。よつて、撫按は、結託した当該地方官らにまふまふ欺かれたとも知らずに、それを衆人の一致した評価（衆論）とみなしてしまうので、結果的には彼らとグルと化してしまふ。

しかし、広範な人々とは、決して広範な民衆を指すものではなく、その実態は、地方官と結託した窩訪の徒（衙役）を指していた。万曆六年頃の管志道「直陳緊切重大機務疏」（『皇明經世文編』卷三九九）には、以下の指摘がある。吏治を管理する撫按が会同して地方官を挙劾する際の考語は、原則上は司道、知府、知州・知県等の地方上下各級官員相互の訪察によつて、得られた報告に基いていた。だが、悪官や土地のボスを訪撃する際の撫按は、彼らを逮捕尋問するのに必要な情報資料の提供を、信頼する推官（一府の裁判を掌る）より受けていた。しかも、推官の情報源は、胥吏や皂隸等の衙役（胥隸）であり、彼ら衙役は、水陸交通上の重要拠点に居を構えて情報を専売する売訪の窩家より、風聞（うわさ）に基く情報を買入れていた。悪官やボスどもは、このルートを使うために、結局訪拿されて冤罪に陥るのは、良民であつた、という（前稿）。つづいて、同条には、

臣旧歳過淮陽、則聞理刑斤積年黠隸、威焰薰灼。県佐官

明末官評の出現過程

至以待教生之刺投諷者。其孳人可知矣。此輩如城狐社鼠、不可攻發。又如吳中之打行、齊燕之响馬賊、江淮楚越之豪俠巨盜、有以激變為虞、多遺於耳目之外。其何貴于憲訪也。故曰耳目太偏。

とあつて、管志道（太倉州の人）が旧年に淮安府（山陽県）に立ち寄つた際に、該府の裁判を掌る推官衙門（理刑庁）に長年雇役されている悪慍な早隸の勢威だけだけしい模様を耳にした事例が紹介されている。それによれば、佐官クラスの県官は、自らを生徒の地位に陥しめ、該早隸を先生とあがめ奉つて名刺をさし出して謁見を願う光景さえみられた。しかも、この連中は、巧みに逃げかくれるので、とつちめることも出来なかつた。とにかく、有司が撫按の訪察の際に、蘇州一帯の打行、山東・北直隸の响馬賊や、南直隸・湖広・浙江の豪俠巨盜（豪悪巨窩註48参照。窩訪の領袖）などを、逮捕・尋問の対象外において告発しなかつたのは、彼らの惹起する事件に巻き込まれるのをひどく恐れたからであつた。

では、明中期以降の農民層分解の産物として、長年に亘る官衙の雇われ人として定着した卑しい身分の早隸が、官員を尻に敷いて、官員の政績査定にまで介入する時期は何時頃かをみよう。『四友齋叢說摘抄』（『紀錄彙編』卷一七六）三、史三には、

南京考察、考功郎中或有寄耳目於早隸者。故其人獐惡之

甚。縦考功不以之為耳目、然此輩皆積年狡猾之人、好生唇吻群類、又多軫相傳播、其言易售。故各衙長官、但能打卓隸、則為有風力者矣。然數十年來無一人也。

とあつて、嘉靖三十年代に南京翰林院孔目に任官して、退職後も数年間南京に居住して当地の官界の事情通であつた松江府華亭県の人何良俊（歳貢生出身）の証言がみえる。それによれば、吏部考功司郎中の中には、六年に一度南京の京官（大小九卿衙門の堂属官二百余員、応天府尹・同知・通判・推官、上元・江寧二県の京県官など）を考察する際に、早隸に情報の提供を求める者がいた。そのため、情報を提供した早隸は、大変に凶悪であつた。たとえ、考功司郎中が考語を内定するための情報資料の提供を、該早隸より受けなかつたとしても、衙役化したこの連中は、長年の間に官界の内幕に通じた悪知恵にたけた人間であり、多様な人間と非常に親密な接触を保つて、情報を取り継ぎ広める力をもっていたから、その言動には買ひ手がついた。従つて、各衙門の長官で早隸をたたきのめしてクビにする能力でもあれば、これは手腕ありと評価されたにちがいない。ところが実際には、数十年この方、そのような長官は一人として存在しない、と。右の証言によれば、早隸の考察権への介入は、すでに数十年前の十六世紀初頭の弘治末年より正徳年間に想定されるのであるが、とにかく同世紀半ば頃の嘉靖後年に、それが由々しき問題と

して現われていた点は重要である。

3 官評出現の意義

以上の如く、明代後半の考語の採訪対象は、嘉靖中葉以降の訪察の決定的矛盾によつて、従来の里老人より早隸等の衙役に移行した。だが、訪察の広詢密訪という新たな原則が有名無実と化して、早隸等から聴取されるに至つた考語は、最早や変質していたにも拘らず、依然として衆論一致して得られた成果としての客観性に擬装されていた。しかし、これは明らかに矛盾であつた。つまり、既述の嘉靖中葉に出現するに至つた考語等の別称としての官評なる用語は、そのような形骸化した考語に、官僚の訪察による公評としての權威を保持せしめんがための偽瞞の産物であつたと考えられるのである。

例えば、崇禎九（一六三六）年七月、工部侍郎劉宗周は、ズバリ「官評は、市井（の窩訪の徒）に操られてゐる」と証言している。また、万曆二十年の進士で、同末年より天啓・崇禎初年にかけて都察院の高官を歴任した曹于汴の『仰節堂集』巻八、尺牘、復馮慕岡、賢否には、

賢否最不易知、勢必仮於人。此人非賢者不肯言。其言亦不実。則識拔賢者、開誠以問之可也。大抵有司之才能、一露於言動、再露於辞詳。吾再或背審告状等人以探之。

詢於有行之郷紳、參諸各官之評揭、亦自有難掩者。

とあって、苦心を要する府県官の治績上の才能の優劣を評定する材料としては、先ず該官の普段の言動や、報告した公文の記述のあり方に注目すべきであり、次いで訴状を審理する推官などをあてにすることなく、行動にすぐれた郷紳（郷評の主体）より聴取して、併せて掲帖で報告された各級地方官員の評語（官評）と参照すべきであるが、それでもまだ十全とは言えない、という曹于汴の見解がみえる。曹于汴は、郷紳の郷評を地方官の官評と対置すべき関係にあるもの（註25参照）とみなしている。だが、これは、当時の考語の採訪対象の実態とはほど遠い理想論にすぎなかった。明末の地方官の考語は、劣紳と結託した胥吏・阜隸等の衙役に牛耳られていたのであり、これが権威ある官評の名で呼ばれた考語の実態なのであった。この点は、万曆一八（一五九〇）年の吏部主事鄒元標が、「昔は小民が地方官の政績を評定したものが、今はそれを士大夫や過客が握っている」と述べたのち、「だが、過客や士夫は、みなが賢者であるというわけにはいかない」（前稿）との危慮の念を表明している証言からも窺われる。

さらに、清初の巡撫鄭端（一六三九—九二）の輯集した官箴書である既述の『政学録』巻二、官評によれば、

余自強曰。衙箚中置有官評底本。其底本自太守而下、人

明末官評の出現過程

各二葉。小官各半葉。凡所聞見、或從招詳中得者。或從賓客士紳中言者。或從百姓輿隸中得者。有好事即註之。有錯事亦註之。日訪月積、不半年而盡是新聞矣。廉訪官評、無他妙法。只是以無所不問為主。近而郷紳、遠而過客、下而百姓、又下而衙役與卒、皆可訪之人、可問之處也。但問百姓恐防仇口。問衙役恐防私譖。問郷紳士夫、又恐其非端人正士。須要兼聽而博訪之。

という如く、余自強は、知府以下の地方官の手もとに備わる官評の原簿には、百姓、下級官の報告した犯罪事件、さらには態度において優劣様々な郷紳（郷紳士夫・士紳）・過客（賓客）や、胥吏・阜隸などを含む広範な人々や物証より聴取（博訪）した情報が漏れなく記入される必要がある、と主張している。このように、余自強の生きた明末清初の段階における官評の採訪対象としては、原則上の考語の採訪対象である百姓・小農民と同時に、本来採訪が禁止されるべき対象である郷紳や胥吏・阜隸なども博訪の名で容認されていた。

即ち、本来考語及びそれを含む評語の総称としての概念をもつ官評の内実、つまり評価の内容を規定するものは、採訪対象であるが、それは、嘉靖中葉以降の訪察の矛盾によって変化した。ところが、右によれば、それから一世紀を経た明末清初の段階に至って、それまでベールにつつまれていた官評の内実は、ようやく鮮明に衙役・郷紳という新たな採訪対

象々実態の容認という形で露呈されているのである。ここに我々は、嘉靖以降に考語等の別称として官評の出現した意味を見い出すことができる。

おわりに

以上要するに、考満と考察・挙効から成る明代の考課制度を検討した場合、嘉靖期以降に出現した官評という史料用語は、狭義には考察の考語を意味しており、広義には右の三種の考課の評語を意味する、郷評に対置される用語であることが判明した。

次に、官評が嘉靖期に出現したのは、特に撫按が各級地方官より報告を受けた州県官の考語の真偽を確認するために、地方に出向して情報の聴取を行う訪察の機能が形骸化したことに因る。また、訪察が変質したのは、考語の内容を規定する採訪対象の変化した以下のような過程においてであった。

即ち、明代前半における考語の採訪対象は、原則として里老人におかれていた。それは、里老人が里甲制の発足に伴って整備され、郷村教化を主要な職務として、農民大衆の総意を反映することを意図して設置されたものであったことに因る。だが、早くも十五世紀前半の宣徳・景泰年間における里老の考語は、私意による全く民意を反映しないものとなっていた。その結果、これ以後より十六世紀前半の嘉靖中葉にか

けては、考語は里老に代って広範な農民大衆の世論より採取すべし、という新たな原則論が強調された。しかし、撫按や布按二司官は、訪察の新たな原則を遵守してはいなかった。

特に、正徳・嘉靖（万曆期（一五〇六～一六二〇）における銀流通の展開に刺激された内外官僚の昇官工作は、贈収賄の盛行する風潮として顕現した。上下各級の地方官は、昇官の前程である考課の難関を突破するために、結託して相互の政績を美辞麗句で塗り固めて、考察権者である撫按の訪察を妨害した。訪察形骸化の重大な危機に直面した撫按は、止むなく本来離農民で衙役化した早隸などに情報の提供を求めた。ところが、既に訪察の矛盾を察知していた衙役は、情報蒐集組織（窩訪）を結成するに至った。かくして、有司は、撫按に先行して衙役とも密接な結合関係を結んでいた。ここに、地方官の考語は、事実上衙役に操作されて変質した。

このように、考語の採訪対象の変化した嘉靖中葉以降、官評なる官用語が創出されたのは、結局訪察の矛盾、つまり考語の採取原則（広詢博訪）と、その実態（偏聴）との乖離によって考語の形骸化が進行する過程で、中央地方の考察・挙効の当事者である官員が、自己の評定する変質した考語に公評としての客観的な権威を保持せしめんがためであったと考えられる。

(1) 拙稿「明代地方官の考課制度」(仮題)

(2) 『九州大学東洋史論集』2、一九七四年。以下前稿と略記。

(3) 葛麟『葛中翰集』(『乾坤正気集』)以下、乾と略記(卷四五四)卷一、上福藩封事六甲申「竊惟、国家之禍、莫大於逆賊。顧今日之逆賊、乃我朝昔日之子民。所以馭民為賊者、由於守令之貪殘。而守令之貪殘、由於撫按之举措不公、朝廷黜陟之大典不定也。」拙稿「青羊村の農民起義」

『九州大学東洋史論集』7、一九七九年、参照。

(4) 『光緒会典事例』卷八〇、吏部、処分例、大計統例「又(順治三年)定。大計官員賢否冊籍、限十一月内到期、以憑磨勘会参。」参照。

(5) 『光緒会典事例』卷八〇、吏部、処分例、大計統例「又(順治三年)定。在外官評全憑撫按。如有賢否倒置不合公論者、臆部院堂官及科道扼衷糾参、以溺職論巡按員缺。順治十八年議准)定。『皇朝經世文編』卷一九、吏政、請復

入覲考察順治十年、給事中魏象枢。

(6) 『光緒会典事例』卷八〇、吏部、処分例、大計統例「又(順治十五年)議准。大計官評、務期詳慎、責成本道府開報。署任官不必造冊。其計処各官、不得苛求去任、刻

責卑官、並將已終処分之旧事塞責。」

(7) 『光緒会典事例』卷八〇、吏部、処分例、大計統例「(順治)九年題准。大計八法。貪酷並在逃者、革職提問。罷輒無為素行不謹者、革職。年老有疾者、勒令休致。才力不及浮躁者、照事蹟輕重酌量降補。雖有加級紀薦、不准抵銷。其処分官員、不准還職。」

(8) 清・鄭端輯尹会一撰『政学録』卷二、官評「州県官開報雜職官評、不但事实、考語多所混淆。即年貌一節、亦有註不肖似者。故凡遇雜職來見、即刻在所遞脚色内、註定年貌、務要逼肖。途中迎接遞手本時、即問以數語、或問以一二事、細觀其人之小心能幹与否、亦可得其大概。随将年貌才品筆註手本上、候到署即載之底本中。其才守又加細訪。如此則人人不差。」参照。

(9) 『吏部考功司題稿(下)』(明季史料集珍第二輯、台灣、一九七七年。以下『題稿(下)』と略記)「覆史料給事中周怡劾巡撫陸杰不職疏」嘉靖式拾参年正月該考察天下來朝官員賢否。雖曰黜幽陟明、而黜尤最重。」

(10) 布政使・按察使が巡按御史に挙劾され、または撫按の考察をうけた事例は、早くは正統・景泰年間にみられるが、当時の布按二司官は、まだ撫按と比肩して府州県官を考察する権限を有していた。布按二司官が撫按の考察・挙劾を受けて、その権限が衰微するのは、弘治・嘉靖年間と

考えられる。『明英宗実録』正統九年夏四月乙酉、万曆『明会典』卷一三、吏部一二、朝覲考察、凡外官不時考察、景泰七年令。参照。

(11) 『明世宗実録』嘉靖四年閏十二月癸未「刑科給事中王汝梅言。吏部進退、固惟撫按官考語是憑。」『題稿(下)』
『入覆吏科給事中周怡劾巡撫陸杰不職疏』
「朝廷予奪、部院考察、皆擬撫按舉劾之疏。舉劾之典、誠鼓舞人材、轉移治乱、關係匪輕、不可慎也。」
万曆『明会典』卷一三、吏部一二、舉劾「(万曆)十一年令。撫按官復命論劾到部。不分考察年分、即与題覆。若考察將近、不必又行不時論劾。」

(12) 万曆『明会典』卷一二、吏部一一、考功清史司「國家考課之法、内外官滿三年為一考。六年再考。九年通考黜陟。：：外官給由到京、遇缺借除京職。後多不行。」
王世貞『弇州山人統稿』卷六五、文部、記、蕭氏宝綸樓記「天下之為邑令者千二百余。其能積至三載者、十不能一也。三載而能以最拜賜者、二十不能一也。」

(13) 丘濬『大学衍義補』卷一一、治國平天下之要、正百官。嚴考課之法「官滿者則造為牌冊、備書其在任行事功績。屬官則先考於其長、書其最目。軫送御史考核焉。亦書其最目。至是、考功稽其功狀、書其殿最。凡有三等。一曰称。二曰平等。三曰不称。既書之引奏取旨、令復職。六年再考亦如之。九年通考、仍通計前二考之所書者、以定其升降之

等。：：書以考語即唐人第其最也。」

(14) 弘治十一年『吏部条例』(皇明制書本)計開給由紙牌違礙事例「一在外所屬、例該考覈官員、其合干上司考覈詞語、不開称職平常及不称職字樣、并全無考覈詞語者、俱參同行查。：：一例該考覈教官九年考滿、無上司考語、并詞語無称否字樣者、教官具奏入選。差錯官吏、照例參問。」
『皇明条法事類纂』(卷五〇畢以下の不分卷の部分)「塩場大使等官周歲考滿守支、及盤糧給事中御史查盤塩課例」
成化二十一年十月二十一日の条。『明穆宗実録』嘉靖四十五年十二月壬子の条。

(15) 魏大中『藏密齋集』(乾卷三三一)卷四「肅計典以劾官常疏」
「一停推陞。郡邑官評開於司道。若資俸及期者、於地方習於官評更審。即撫按亦可以其評人者還評之。自今方面官員有缺、將京官起補、官隨時陞補。其資次当陞者一概暫停、使了計事。夫賢者亦必不汲汲於此數月、而遂歎其淹頓也。其已陞任而尚在地方者、俟造完所屬官員賢否冊、撫按方聽離任。伏候聖裁。」

(16) 『国権』卷九五、思宗崇禎九年三月戊辰、同卷九六、思宗崇禎十一年十一月戊辰の各条。

(17) 『明世宗実録』嘉靖四十五年九月甲午「吏部尚書胡松言。：：夫舉人不当其功則人有輕心。劾人不当其罪則人無憚志。且巡撫年終列有賢否文冊到部。今皆無之。本部將

安所擬、以議黜陟也。請特降敕旨申飭。有仍前舉劾不公、及賢否文冊失期不至者罪之。上嘉納其言。」同嘉靖四十五年閏十月甲午「浙江道御史李輔疏陳酌議憲条四事。：：一遠嫌疑以正憲體。言。按臣交代、例于境外、免舉劾疏、防衛既弛、窺伺易入。不肖者遂開納賄之門、中傷者因騰妻妾之謗。致使回道考察之章有曰並無贓犯罪過。：：請令按臣自今舉劾章疏及賢否文冊、俱于代前旬日內、遣人齎免、則出境之後、無復遷延、庶可免于疑議。：：從之。」

(18) 万曆『明會典』卷一三、吏部一三、朝覲考察、凡外官不時考察、弘治八年奏准には、撫按の不定期の考察のために、布按、分巡分守、知府、知州、知縣、司寺正官は、個別に賢否の考語を掲帖に記して撫按に報告したことが見える。

(19) 隆慶期の応天巡撫海瑞の則例によれば、毎年、或いは考察の前年に、知県・知州、推官・知府、司道より撫按に報告される考語冊の考語の目の等級は、税・役・専亮、勸農・水利、裁判・教化・盜賊等の雑多な行政項目の政績の評価に基いて評定されていた。『海瑞集』上編、応天巡撫時期、考語冊式。参照。

(20) 『題稿(下)』△復巡撫山東都御史曾銑劾官疏▽。徐学聚『国朝典彙』卷一六五、寇盜、嘉靖二十一年四月の条。

(21) 『題稿(下)』△覆巡按直隸監察御史郭廷冕劾官疏▽には、「為照 山東僉事今陞広東左參議沈豊、山東右參議張鵬翰。查得、節年撫按李中周鉄、舒汀李復初、陶夔陳惠考語、俱有清白勤劾字樣、似必留用。候撫按考察至日議擬定奪。同知曾光、知州陳葉、運司同知王景明与本部查訪相同」とあつて、運司・府・州官の評語は、吏部の查訪と一致したと言のみであるが、方面官については、わざわざ過去歴代撫按官の評語に、操守→清白、政事→勤劾の最目が記されていたとの証拠を持ち出して留任に内定し、撫按が考察で上京した際に改めて擬定したい、としている。

(22) 考察の科罪(並びに処罰)の目は、挙劾の糾劾の款目と一致していた。万曆『明會典』卷一三、吏部一二、朝覲考察、凡考察降黜等第の天順四年令、嘉靖二年題准。同じく吏部一二、挙劾、凡撫按挙劾有司の隆慶六年題准。参照。

(23) 同条の「(万曆)五年令。廉能卓異者、紀錄擢用。

貪酷異常者、各巡按御史提問追贓具奏。」参照。

(24) 廖道南(一五四七。武昌府蒲圻県の人。

正徳十六年の進士第二甲首席。庶吉士↓編修↓中允)『国朝献徴録』卷一九、詹事府二、中允、廖中允道南伝胡直。

同治『蒲圻県志』卷七、人物一、列伝、明、廖道南。

(25) 朱国楨『湧幢小品』卷八、門戸、「京官六年外官三

年考察、皆拠在任事件実跡、嚴覈為準。……乃近年以門戸分別。求之官評不可得、則借鄉評処之。」『本朝分省人物考』凡例「一官評可借、郷評難欺。是編所載大都官評与郷評互參。」前稿三四頁参照。

(26) 巡撫の任期が平均三〜四年であるのに対して、任期一年の巡按の地方官に対する考察は、訪察の名でも呼ばれた。『明英宗実録』正統十四年五月辛丑「吏科給事中包良佐言。……御史雖有訪察之例、而巡歷不過一年。是其責未專也。」このほか、中央の河南道御史は、撫按の報告した考語冊及び挙劾章疏の真偽を確認するために、中央の各道御史に政績調査伝票（訪単）を手交して、各省へ派遣調査せしめたが、これも訪察とよばれた。『明孝宗実録』弘治十八年十二月乙亥。趙南星『趙忠毅公文集』（乾巻二七六）卷一三、申明憲職疏（天啓二年十二月）「臣請。以後、案臣差滿、通將其挙劾、令河南道發單各道、一一細查咨訪、如考察例、類送堂上官。」

(27) 小畑龍雄「明代極初の老人制」『山口大学文学会誌』創刊号、一九五〇年。

(28) 『御製大誥三編』進士監生不悛第二。趙翼『廿二史劄記』卷三三、重懲貪吏。

(29) 註27小畑論文。

(30) 『御製大誥三編』有司逼民奏保第三十三。

(31) 註27小畑論文。『明太祖実録』洪武二十七年四月壬午「命民間高年老人、理其郷之詞訟。先是、州郡小民、多因小忿、輒興獄訟、越訴于京。及遠問多不実。上、於是、嚴越訴之禁。命有司擇民間耆民公正可任事者、俾聽其郷訴訟。若戸婚田宅鬪毆者、則会里胥決之。事涉重者、始白於官。且給教民榜、使守而行之。」註27小畑論文の引用文は、榜線部分が欠落している。なお、『教民榜文』第二条及び第二十三条参照。

(32) 『明宣宗実録』宣德四年五月癸酉「比歲田里小民、負冤赴京陳訴者日衆。究其所由、皆府州縣不得其人。小民受虐不能自存、赴訴府州縣。府州縣受賂縱奸、徃徃反坐以罪。又訴于布政司按察司及巡按御史、亦有以枉為直、以是為非、或淹禁致死者。由是、被害者、遂赴京越訴、但求雪忿。雖死不恤。京師刑獄之繁、皆由于此。夫理訟之道、当究実情。使有罪者不逃刑、無罪者不遭枉、將橫民自戢、良民自安。」同じく五月辛亥「誅常州豪民王昶等。昶先以殺人、繫行在都察院獄、用重賄得免。既歸不悛、与同郡豪民儲用敏等、皆以殺人等罪。……遂斬於市。」同じく宣德五年九月戊申「上諭兼掌行在戸部事兵部尚書張本曰。各処細民多因有司失於撫字、及富豪之家施貸取息過虐、以致貧窘流移外境。既招復業、蠲負租、免吏徭、以優恤之。」

(33) 『明英宗実録』正統四年八月乙巳「浙江嘉興府知府

黃懋言。所治人民、多係無賴、以告訐為能、輒入京妄奏。

甚至有雇人代草者。詞所連及、動百十人、曠歲無稽。善良抱冤。乞勅通政司、今後、嘉興有陳訴者、抑之不受。上以懋所言、天下皆然。何独嘉興。命法司普禁之。今後、惟謀反重情、許訴于京。余皆自下而上。違者以羈越罪之。」

(34) 『明英宗實錄』宣德十年夏四月丁卯、「勅諭吏部都察院。：：在外府州縣官、從布政司按察司及巡按御史考察。務在広詢細民、不許徇以味至公。」

(35) 万曆『明會典』卷二一〇、都察院、出巡事宜、正統四年定。参照。

(36) 『明英宗實錄』正統三年八月丁丑「命浙江杭州府富陽縣知縣吳堂復職。先是、堂坐巡按監察御史等官考察不達政體、已黜罷。堂訴冤。下巡撫侍郎等官覆勘、咸稱堂有政績。惟猾胥不便、為其所枉。故令復職。」

(37) 『明英宗實錄』正統三年六月己卯、「命浙江嘉興縣丞趙恭復職。先是、巡按監察御史左瑋、右參政俞士悅、僉事施信、考察恭設施無方、黜罷為民。恭詣闕訴称士悅偏聽輿隸李保所讒、故陷之。」

(38) 『明英宗實錄』正統二年九月癸卯、「直隸丹徒縣民徐義等數人、不理生產、惟持人短長、告訐以取錢帛。共刺血誓死生無相背。又立為開山・罷猛・烈虎・利言・鸚鵡諸名号、揚言以懼其邑人。事覺。械至京。法司論贖死寧夏。

上曰。此乱民也。不可復齒之裔民。悉編戍辺衛。」

(39) 栗林宜夫『里甲制の研究』文理書院、一九七一年、五九一―六二頁。

(40) 山根幸夫『明代徭役制度の展開』東京女子大学学会、一九六六年、三九―五六頁。

(41) 『明英宗實錄』景泰三年秋七月丙辰、同年八月戊辰の各条。『皇明条法事類纂』(卷五〇)畢以下の不分券の部分)△申明御史巡按回還俱要本院考察殿例▽「一件閔訪詐偽以清選法事。成化十年閏十月内吏部題准。：：凡考察官吏廉貪賢否、必与民間広狗密訪、狗公義、以協衆情、毋得偏聽。」同じく△弘治元年三月初七日都察院題該左都御史馬奏一責成效以革奸弊。」

(42) 万曆『明會典』卷二一一、都察院三、撫按通例、嘉靖二十七年題准。前稿参照。

(43) 『廿二史劄記』卷三三、明初吏治。

(44) 『明世宗實錄』嘉靖五年七月辛亥、「南京戶科給事中林士元言。：：今藩臬郡縣諸臣、許撫按官奏舉。其所舉者、宜無不賢。而今日之所黜、乃半撫按之所舉。」

(45) 趙南星『趙忠毅公文集』(乾卷二七六)卷一三、感激聖明務在必舉疏(天啓三年四月七日)「近年有司謝薦之金日多。或百、或半。」徐枋『居易堂集』卷一三、誌銘、明故文林郎四川道監察御史吳公墓誌銘「鈎差竣例。举劾天

下藩司郡守俱長、例謝薦、總計不下十余万金」(崇禎期)参照。

(46) 『明世宗實錄』嘉靖五年七月庚子、「御史朱豹言。：：近來各處知府、多肆貪殘、或飾譽行私、或玩法廢事。求其誠心愛民者十不一二。」

(47) 『明世宗實錄』嘉靖十年三月辛卯、「吏部以明年朝覲考察、因言節年朝覲。撫按官開報考語、自府同知以下、類多明白。至於知府以上、則語率含糊。甚者、賢否倒置、以致難於去留。」

(48) 『明穆宗實錄』嘉靖四十五年十二月壬子「上即位皇帝位。是日、：：詔曰。：：近來、撫按官及各差御史、訪察舉人多不得實。本欲懲惡、反害良善。其兩司府、乘機效尤、違法益甚。今後並不許再行訪察。違者吏部都察院、即行參奏重加黜罰。」李応昇『落落齋遺集』(乾卷三一九)卷一、申明憲紀大破積習以安民生疏「議訪察。按御史出巡第一要、拿問奸貪蠹政害民之官。至訪察土豪、節禁禁止。先帝恩詔、令撫按入境、即刊布奉旨、施行訪察一條、偏論所屬、以杜指嚇。今各差弁髦明詔、喜事督索、非不意在戢奸。而所司不喜奉行。每至搏擊菜庸、羅織富室、日輕日濫。但取完贓。衙虎欣然、奸民竊笑。今後著為定例。止許巡按入境、問一訪拿止用衙蠹豪奴、不及鄉民。止重罪遣枷号、不迫入贓。其南北別差御史、一概不許行訪。若果有豪惡巨

窩、必府臬拋有實跡、然後申報重創。庶威行破柱而善良安枕乎。：：天啓四年五月十九日、二十二日奉聖旨。」参照。

(49) 趙南星『趙忠毅公文集』(乾卷二七六)卷一三「覆劉侍御推明憲臣疏」▽藩臬太守、非真豪傑、未免有自輕之意。畏後進之為台省也。為司理者、又與臬令比而欲其入台省也。于是、上官以卑詘結網繆。下僚以賄賂酬知遇。公儀盡去。形迹都捐。其所註考、惟恐讚揚之未至、摹寫之不公也。誰為貪酷者哉。且撫按之所舉劾、必憑道府。乃咨訪則雷同以雍之。駁還則堅執以枉之。若別有所聞、則又以為非體、或多方以誤之、使其耳目窮于無所施。：：天啓三年五月二十三日。上。二十六日奉聖旨。這舉劾事宜、依擬嚴行申飭撫按官、務要著實遵行。違玩的併行參處。該部知道。」

(50) 『万曆邸鈔』万曆十二年正月辛丑の条所載の「都察院左副都御史丘橈上積弊八事」の上疏には、「二司考語、必托之有司。而有司則侈加美考、先以密達於彼、且請益焉。於是、二司深德其庇己而且畏之。每佞公檄、即附啓以納交。少有私聞、即佞書以馳告。見必留欸、坐必延上、叙賓主之礼而結兄弟之歡矣。有司考語亦皆托之有司。而行訪之有司、即以美考密達於被訪之有司、請益焉。於是、彼此交通、互為耳目。雖郡邑未經半面而神交心契、已為不解之藤蘿矣。二司既与有司為党。在撫按查訪、不下數十處。乃褒美之詞、如出一口。蓋自以為衆論僉同得一佳吏矣。而不知改頭換尾、

咸出本官一人之手耳。是非偽置、權柄下移。此訪察之積弊也。」とあって、本文の傍線部分は見当らない。

(51) その萌芽形態は、阜隸の衙役化の始まる正統期に既に見られた(註37)。詳細は、拙稿「明末窩訪の出現過程」(として発表の予定)参照。

(52) 万曆『明会典』卷一三、吏部一二、京官考察、凡兩京府県官、嘉靖三十年題准。

(53) 『劉子文編』(乾卷四一八)卷八、上温員嶠相公体仁丙子七月。

(54) 註51拙稿参照。